

わっしょい みんなでかつごう いちのせき!!



一関市の協働の取り組み — まちづくりのイマとこれから —

市では、一関市協働推進アクションプラン（以下「プラン」）に対する具体的な取り組み（アクション）について、行政がどれくらい市民と協働できているか各課の取り組み状況を毎年取りまとめ、一関市協働推進会議で報告しています。

昨年度は、総合計画をはじめとする各種計画を新たに策定する年度だったことから、計画策定にかかる市民参加型のワークショップを開催するなど、例年より市民参画の機会が多い1年でした。また、元気な地域づくり事業、出張!なんでも懇談会等、市民と行政との、協働による地域づくりの取り組みも継続して行われました。

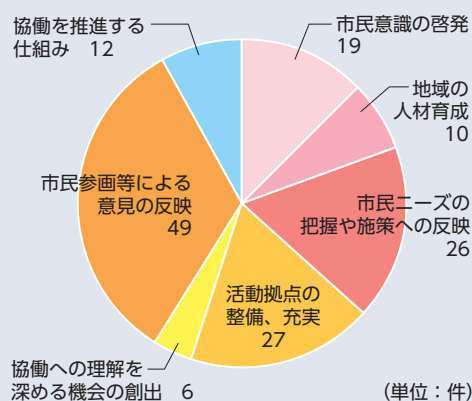
右上のグラフは、市が協働で取り組んだ状況を分類したものです。「市民参画等による意見の反映」が最も多くなっており、プランの策定から10年が経過し、市民と行政の対話の場づくりや、協働で取り組む意識が浸透してきているのがわかります。

一関市協働推進会議でも「協働の取り組みの実施や地域協働体の設立により、地域と行政との距離が近くなった」という意見が出るなど、少しずつ地域協働は根付いていると感じます。一方で、地域や団体の代表の方に会議の案内が集中し、負担感が生じているとの声もあり、協働で取り組むがゆえの課題も指摘されています。

市民参画の目的は、行政に市民の意見を反映させることとされていますが、一関市では、市民参画により、協働で話し合い、合意形成することを目的としています。今後も、協働により市民参画が実現されていくことを意識し、市として取り組んでいきます。

少子高齢化に伴う人口減少時代を迎えるこれからの時代に備え、限りある資源（ヒト・モノ・カネ・ジカン）を有効活用しながら「安心して住み続けられるまち、一関市」の実現に向けて、協働を推進していきましょう。

協働のアクションの実施状況(令和2年度)



『地域協働』とは

地域協働とは、地域の自治会、消防団やPTAなど各種団体、市民、民間事業者(企業)等の多様な主体が、一定の地域において互いに、または行政と、地域の特性や課題などを共有した上で、役割分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりを進めるしくみです。



一関市協働推進 アクションプランの目的とは

一関市協働推進アクションプラン（以下「プラン」）は、一関市総合計画を上位計画とし、基本計画でまちづくりの考え方として定める「市民と行政との協働によるまちづくりの推進」の実行計画です。

協働の定義を「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を、継続的な話し合いと合意形成により、協力して行動すること」とし、協働を実現するための行動基準を、次の3点としています。

- 1 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- 2 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- 3 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

また、具体的な取り組み方策は以下の3点です。



① 協働のための人づくり



② 協働のための環境づくり



③ 協働のための仕組みづくり

協働ニュース「輪っしょい!」では、上記①～③の実際の取り組み方策について紹介します。

Wasshoi!



① 「協働のための人づくり」取り組み事例

現状

課題

少子化、高齢化が進む中で、地域の課題は多様化しており、更に協働への理解を深め、取り組みを推進するため、情報提供の工夫が必要となっています。

摺沢振興会：『摺沢振興会だより“ひだまり”』（大東）

「地域づくりは、人づくり」とも言われ、人づくりは、地域づくりをしていく上で欠かせない要素となっています。

地域づくりは、生活の場としての地域の課題解決の取り組みであり、生活の場では、住んでいる人々が地域に関わり、支えあっていくことが必要です。

地域で暮らす人々が支えあい、安心して、安全に暮らすためにも重要な人づくり=人材育成は、今取り組むべき課題と言えますが、地域での人のつながりや交流が少なくなってきた現代においては、地域に住んでいる人がわからないという状況が増えているようです。人がわからなければ声を掛けられず、声を掛けられなければ、困ったときに支えられないことにつながります。

摺沢振興会では、摺沢振興会だより“ひだまり”を毎月発行し、歴史や景観、人の紹介など、地域に密着した話題を多く発信しています。

地域づくりに関わり始めた人から、「地域や人のことを意外と知らなかった」という言葉を聞きますが、“ひだまり”は、そうした状況を補完する役割も担っており、住民が、暮らしている地域や人を知る機会を提供するツールとなっています。

振興会事務局の青柳さつきさんは、「摺沢の素敵な人・場所・活動などを知ってもらいたくて書いている。そこから『摺沢っていいな』と思う人が増えてくれたら」と編集への想いを語ってくれました。

“ひだまり”のように、地域協働体が地域内の情報を収集、発信する活動も、協働のための人づくりにつながります。



平成28年2月から摺沢の魅力を発信している“ひだまり”



2 「協働のための環境づくり」取り組み事例

現状

課題

地域での人のつながりや交流が薄くなっていたり、市民やグループ・団体などの相互理解も十分とは言えないため、住民や市民活動団体等の交流の機会づくりが必要です。

弥栄地区まちづくり協議会：『地域協働推進事業』（一関）

地域協働を進めていくうえで大事なのが、お互いを補完し合い、おのおのの独自性や専門性を高めていく「補完性の原則」です。

地域協働体は、地域内にある自治会や各種団体で構成される、円卓会議のような組織です。自治会や各種団体は地域づくりのプレイヤーですから、協働体はプレイヤーの集まりと言えます。

円卓会議での話題や、地域の困りごとなどをそれぞれのプレイヤーが団体に持ち帰り、該当する団体が困りごとの解決等に向けて動くことも補完性の原則であり、地域協働が進むと考えられますが、団体の中には財源不足のため、事業に着手できないこともあるようです。

弥栄地区まちづくり協議会では「地域協働推進事業」として、地域づくり計画に掲載されている地域課題解決のための提案を地域内で募集。協働体の審査を経て採択された事業を実施してもらい、その事業費を協議会で負担する形をとっています。事業開始から5年で11件の事業が実施され、地域課題の解決につながったとのことでした。

事務局長の熊谷佳美さんは、「地域づくりが住民や地域内団体の手にゆだねられ、住民が主体となっていくことが地域協働推進事業のねらい。楽しみながら、地域を担う活動が展開されてくれば」と語ります。

円卓会議で地域の情報や課題を共有し、住民や各種団体の間の相互理解を促す機会をつくることも、協働のための環境づくりの取り組みです。



世代間交流事業も、地域協働推進事業で実施されました



3 「協働のための仕組みづくり」取り組み事例

現状

課題

少子・高齢化と人口減少や住民意識の多様化などにより、基礎的コミュニティの弱体化が生じており、地域協働によるコミュニティ機能の再生充実と地域力の強化が求められています。

藤沢町住民自治協議会：『おらほのしゃべりば』（藤沢）

藤沢町住民自治協議会は、地域内43自治会を補完する形で大字単位の8地域協議会があり、その8地域協議会を藤沢町住民自治協議会がさらに補完するという特徴的な団体の形になっており、「住民の、住民による、住民のための地域づくり」をスローガンにまちづくりに取り組んでいます。

同協議会は、広い藤沢地域の全体の課題を把握するため、地域懇談会「おらほのしゃべりば」を開催し、課題解決につなげています。

「おらほのしゃべりば」は、地域巡回とテーマ別の2つの方法で実施しているのが特徴です。地域巡回懇談会は、8地域協議会単位で暮らしの課題全般を題材とし、テーマ別懇談会はテーマを設け、具体的に掘り下げる形としています。

テーマ別懇談会は、藤沢支所の職員も輪に加わり直接住民の声を聴くことで、地域の課題を把握することができる仕組みとなっています。

事務局長の倉部成彦さんは「みんなに発言してもらうことが一番の目的。予想もしないアイデアが出てきて、それが形になるとさらにやる気につながる。住民も行政も、協働意識を向上させていくことができる場だと思う」と語ります。

地域の課題把握や住民の意見を聴くために、地域協働体と市が一緒になって「聴く」場づくりをすることも、話し合いで協働を推進する仕組みづくりの取り組みです。



「おらほのしゃべりば」の様子



コミュニティ助成事業（宝くじ助成）

コミュニティ助成事業は、自治会等のコミュニティ組織が取り組む、地域活動のために必要な様々な備品や機材などの整備等に利用出来る、（一財）自治総合センターの助成金です。



申請が可能なコミュニティ組織

- 自治会、町内会、自主防災組織等
 - ※ ただし、地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。

助成事業の概要

- 事業実施主体
 - 一般財団法人自治総合センター
- 助成内容
 - ・ 地域活動に必要な備品や機材等の整備
 - ※ 事業費100万円以上が対象
 - ・ 集会施設の建設等

助成種類	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
助成内容	コミュニティ活動に直接必要な、備品、設備等（建築物、消耗品は除く）の整備	集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備
助成金額	100万円から250万円まで	対象事業費の5分の3以内（上限1,500万円）

- ※ 助成金額は、1件につき10万円単位です（10万円未満を切り捨て）
- ※ 上記助成種類の申請は、自主防災組織活動事業は該当しません

助成事業の募集

- コミュニティ助成事業は、募集の翌年度に実施する事業に対する助成事業です。
- コミュニティ助成事業には、上記の助成種類以外にも、地域防災組織育成助成や、青少年健全育成助成等の助成もあります。詳しくは自治総合センターホームページをご覧ください。

助成申請にかかる相談先

本庁 まちづくり推進課 または
各支所 地域振興課

申請を検討される場合は、お早目にご相談ください。

